

厚木市市営住宅 入居者募集のしおり

募集団地

(募集戸数 : 20 戸)

- | | |
|-----------|---|
| 吾妻団地 | 一般世帯 (2戸) |
| 吾妻 (2) 団地 | 一般世帯 (1戸) |
| 富士見町団地 | 一般世帯 (1戸) |
| 宮の里ハイツ | 一般世帯 (7戸)、単身者及び一般世帯 (2戸)
身体障がい者世帯 (車いす専用住戸) (1戸) |
| 上向原ハイツA | 一般世帯 (2戸) |
| 戸室ハイツA | 一般世帯 (2戸)、単身者及び一般世帯 (1戸) |
| 戸室ハイツB | 一般世帯 (1戸) |

申込書配布期間

令和8年1月9日(金)～1月30日(金)

受付期間

令和8年1月15日(木)～1月30日(金) (土・日曜、祝日を除く)
9時～12時、13時～17時

受付場所

市役所第二庁舎12階 住宅課窓口

※ 受付内容を確認するため、本人か同居する家族の方が直接持参してください。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた住宅です。このため他の民間住宅とは異なり、入居に際しては収入基準等さまざまな規定がありますので、「募集のしおり」をよくお読みになった上で、お申込みください。

また、申込内容に間違いがありますと、当選しても入居資格審査で失格となる場合がありますので、十分注意してください。

なお、入居予定者に暴力団員が含まれる場合は、申込みできません。

令和8年1月
厚木市

目 次

《1》募集内容

○ 募集世帯	1
○ 募集団地	2
○ 交通	3
○ 入居収入基準	4
○ 裁量階層	4
○ 家賃月額	5
○ 駐車場	5
○ 間取り図	6

《2》申込みから入居まで

○ 申込みの流れ	10
○ 申込資格	11
○ 入居者選考	13
○ 入居手続及び入居後の注意事項	14

《3》申込方法

○ 申込書の書き方	15
○ 添付書類	16
○ 失格となる事項	16

《4》月収額の計算

○ 計算の手順	17
○ 給与所得者の計算方法	18
○ 年金所得者の計算方法	19
○ 事業所得者の計算方法	20
○ 日雇賃金所得者の計算方法	20
○ 控除額の計算	21
○ 月収額の計算	21

《参考》申込書記入例

《1》募集内容

募集世帯

■一般世帯

単身者世帯を除く2人以上の世帯

※ 高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯等も含まれます。

■身体障がい者世帯（車いす専用住戸）

身体障害者手帳1級から4級までの車いすを利用している方がいる2人以上の世帯

■単身者世帯

現在同居親族がない方で、次のいずれかに該当する方

- 1 年齢が60歳以上の方
- 2 障がいのある方で次のいずれかに該当する方
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障がいのある方
 - (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級から3級までの障がいのある方
 - (3) 上記の精神障がいと同程度の知的障がいのある方（例A1・A2・B1・B2）
- 3 戦傷病者手帳の交付を受け恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- 5 生活保護を現に受けている方、又は中国残留邦人等で法律による支援給付を受けている方
- 6 海外から引き揚げて5年を経過していない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方
- 7 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
- 8 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護又は女性自立支援施設による保護が終了した日から5年を経過していない方
 - (2) 加害者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年を経過していない方

募集団地

次の団地の募集をします。受付期間内に申込みがなかった住宅については、一定期間、先着順で入居申込みを受け付けます。

(EV : エレベーター)

団地名	所在地	建設年度	対象世帯	募集階数	間取り・床面積	EV	募集戸数
吾妻団地 (5階建)	吾妻町 1-A-1	S47	一般世帯	1・4階	3DK 44.0m ²	無	2戸
吾妻(2)団地 (5階建)	吾妻町 2-A-2	S53	一般世帯	5階	3DK 57.2m ²	無	1戸
富士見町団地 (5階建)	旭町 4-17-5	S57	一般世帯	3階	3DK 57.2m ²	無	1戸
宮の里ハイツ (7階建)	宮の里 1-1-8	H9	单身者及び一般世帯	1・5階	1LDK 52.5m ²	有	2戸
			一般世帯	2・5階	2LDK 61.8m ²	有	2戸
				3・6階	3DK 74.6m ²	有	2戸
				2・5・6階	3DKR 75.6m ²	有	3戸
			身体障がい者世帯 (車いす専用住戸)	1階	3DK 75.4m ²	有	1戸
上向原ハイツA	及川 2-9-1	H13	一般世帯	3階	2DK 56.4m ²	有	1戸
				4階	3DK 74.4m ²	有	1戸
戸室ハイツA (5階建)	戸室 5-21-1	H24	单身者及び一般世帯	4階	1K 34.1m ²	有	1戸
			一般世帯	3階	2DK 49.4m ²	有	1戸
				5階	3DK 68.7m ²	有	1戸
戸室ハイツB (5階建)	戸室 5-21-2	H30	一般世帯	2階	2DK 49.4m ²	有	1戸

交通

最寄りの交通機関から各団地へのアクセスは、概ね次のとおりです。

団地名	最寄りの交通機関
吾妻団地	本厚木駅からバス乗車約8分、吾妻団地下車徒歩3分 行き先名は、王子行
富士見町団地	本厚木駅からバス乗車約5分、富士見町下車徒歩1分 行き先名は、平塚駅北口行、田村車庫行
旭町ハイツ	本厚木駅から徒歩10分
妻田東ハイツ	本厚木駅からバス乗車約6分、三家入口下車徒歩8分 行き先名は、松蓮寺行、半原行、上荻野車庫前行、まつかげ台行、鳶尾団地行、あつぎ郷土博物館行など
宮の里ハイツ	本厚木駅からバス乗車約27分、終点宮の里下車徒歩1分 行き先名は、宮の里行 ※毎週金曜日に移動販売車の巡回があります。
上向原ハイツ	本厚木駅からバス乗車約15分、糀屋前下車徒歩1分 行き先名は、半原行、上荻野車庫前行、まつかげ台行、鳶尾団地行、あつぎ郷土博物館行など
戸室ハイツ	本厚木駅からバス乗車約7分、アンリツ前下車徒歩6分 行き先名は、緑ヶ丘循環、東京工芸大学行、古松台入口行

※ バス路線等が変更されている場合がありますので、最新情報は、各交通機関で御確認ください。

入居収入基準

次の原則階層の入居収入基準（月収額）を超えた方は、申込みできません。

ただし、裁量階層に該当する世帯については、入居収入基準（月収額）の緩和措置がとられていますので、裁量階層として申込みできます。

	原則階層	裁量階層	申込不可
月収額	0～158,000円	158,001円～214,000円	214,001円～

※ 月収額の計算方法は、17～21ページの「《4》月収額の計算」を御覧ください。

裁量階層

次のいずれかに該当する世帯については、裁量階層として申込みできます。

対象世帯	要件
子育て世帯	入居を申し込む方に、現在同居し扶養している義務教育終了前の子ども（平成22年4月2日以降の出生）がいる世帯。 ※ なお、子どもの成長に伴い、義務教育終了前の子どもがいなくなった際は、入居収入基準158,000円が適用されます。
高齢者世帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は、60歳以上」である場合。
障がい者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障がいのある方（以下に掲げる条件の方）である場合。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、1級から4級までの身体障がいのある方 (2) 精神障害者手帳の交付を受けている、1級若しくは2級までの精神障がい者のある方、又は同程度の障がいと認められる知的障がいのある方（例A1・A2・B1）
戦傷病者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合。
原爆被爆者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合。
海外引揚者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年を経過していない場合。
ハンセン病療養所入所者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所に入所していた場合。

家賃月額

家賃月額は、17~21ページの「《4》月収額の計算」により算出された月収額に応じて決定します。

なお、この家賃月額は、昨年度の国の基準等を基に作成したものです。市営住宅の家賃は、公営住宅法等の規定により入居世帯の収入額に住宅の様々な条件を勘案して毎年度改定されるため、実際の家賃月額とは異なる場合があります。

また、家賃のほかに共益費が必要です。

(単位：円)

団地名	月収額	原則階層				裁量階層	
		0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
吾妻団地	3DK	14,800	17,100	19,600	22,100	25,300	29,200
吾妻(2)団地	3DK	21,600	24,900	28,500	32,100	36,700	42,400
富士見町団地	3DK	22,500	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300
宮の里ハイツ	1LDK	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800
宮の里ハイツ	2LDK	27,500	31,700	36,200	40,900	46,700	53,900
宮の里ハイツ	3DK(※)	33,200	38,300	43,800	49,400	56,400	65,100
上向原ハイツA	2DK	26,300	30,400	34,700	39,200	44,800	51,700
上向原ハイツA	3DK	34,700	40,100	45,800	51,700	59,100	68,200
戸室ハイツA	1K	16,600	19,100	21,900	24,700	28,200	32,600
戸室ハイツA	2DK	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200
戸室ハイツA	3DK	33,400	38,600	44,100	49,800	56,900	65,600
戸室ハイツB	2DK	24,600	28,400	32,500	36,700	41,900	48,400

※ 車いす専用住戸を含みます。また、3DKRも同額です。

駐車場

駐車場を使用する場合は、駐車場の使用許可及び使用料が必要です。ただし、駐車場に空きが無い場合は利用できません。なお、許可できる車両には制限があります。

団地名	使用料	全長	全幅	全高
吾妻団地	5,400円	5,000mm	1,800mm	2,100mm
富士見町団地	4,900円			
旭町ハイツ	8,400円			
妻田東ハイツ	4,700円			
宮の里ハイツ (※)	4,000円			
上向原ハイツ	4,800円			
戸室ハイツ	6,900円			

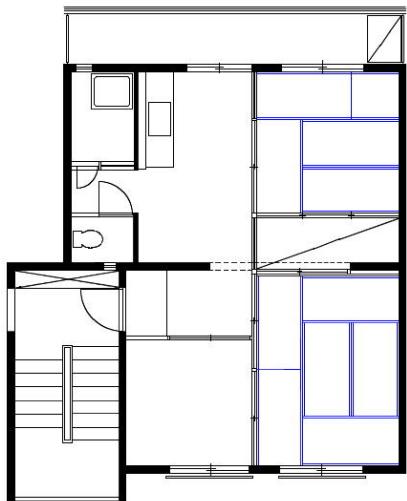
※ 宮の里ハイツの立体駐車場は、全長4,850mm、全幅1,800mm、全高2,000mm、重量1,700kgの制限があります。

間取り図(参考)

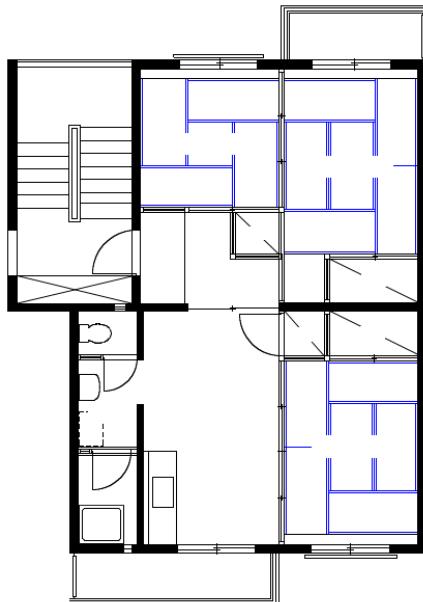
※ 次の図は、各部屋の簡易的な間取り図のため、実際とは多少異なる場合があります。また、左右反転の場合があります。

※ 申込みは、部屋タイプごとになります。部屋番号は指定できません。

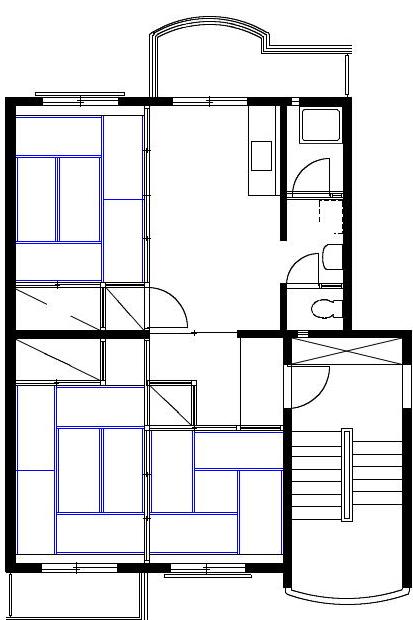
●吾妻団地 (3DK) 44.0m^2
102・402



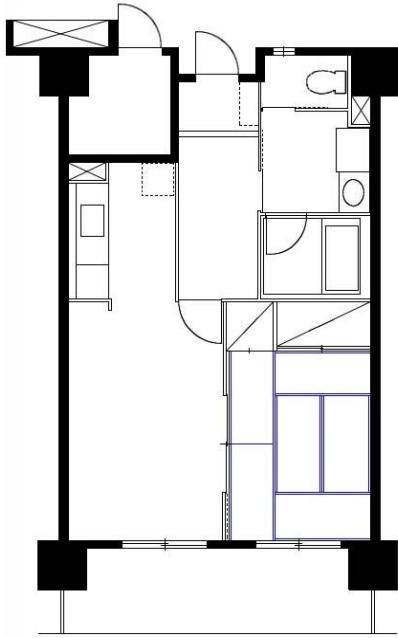
●吾妻(2)団地 (3DK) 57.2m^2
502



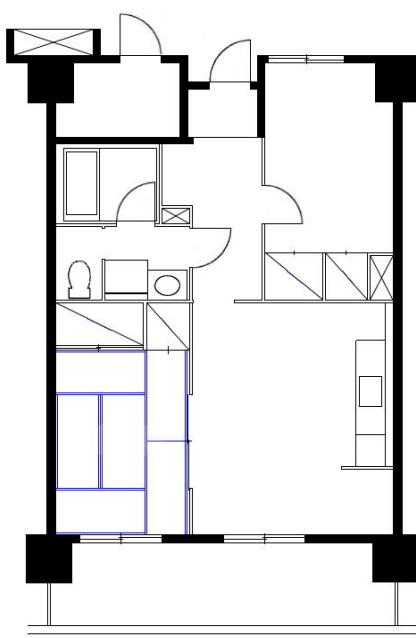
●富士見町団地 (3DK) 57.2m^2
301



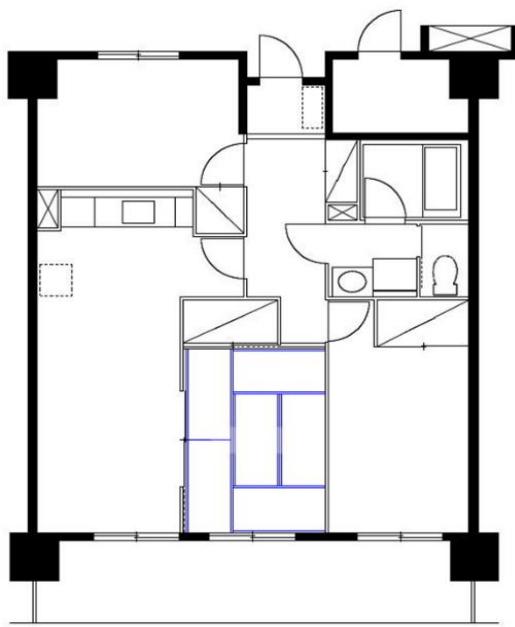
●宮の里ハイツ (1LDK) 52.5m^2
103・503



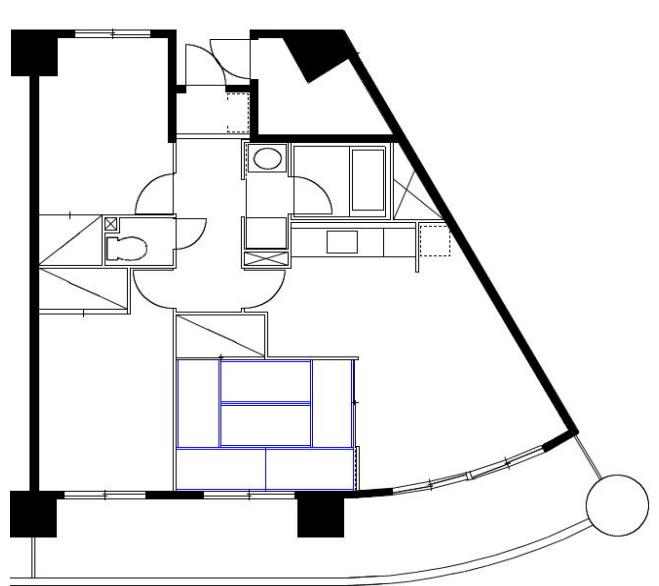
●宮の里ハイツ (2LDK) 61.8m^2
201・501



●宮の里ハイツ (3DK) 74.6m^2
108(※)・309・610

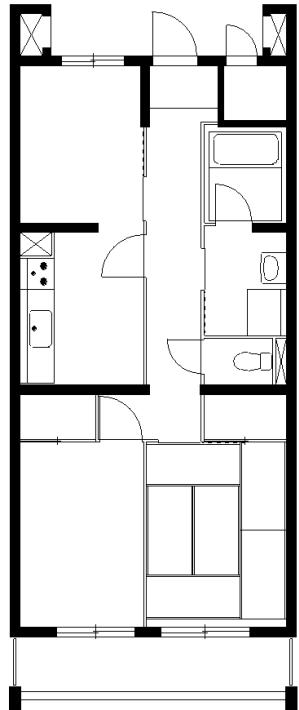


●宮の里ハイツ (3DKR) 75.6m^2
205・506・606

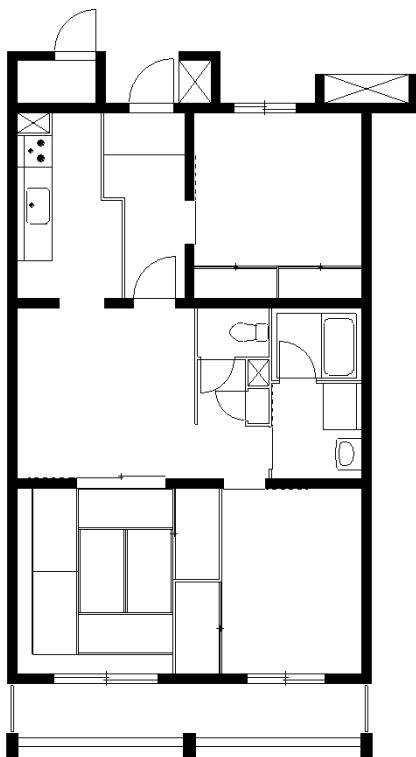


※ 車いす専用住戸 (75.4m^2) のため、間取りが一部異なります。

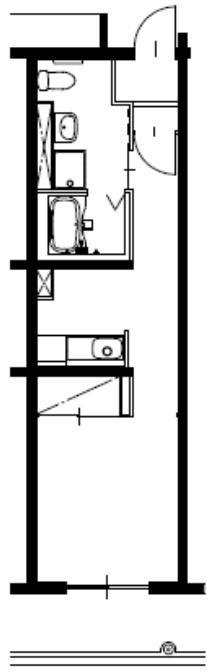
●上向原ハイツA (2DK) 56.4m²
301



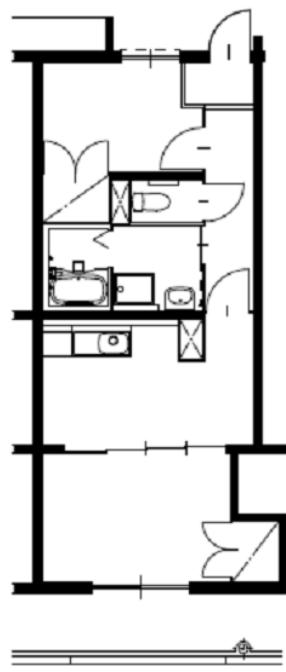
●上向原ハイツA (3DK) 74.4m²
409



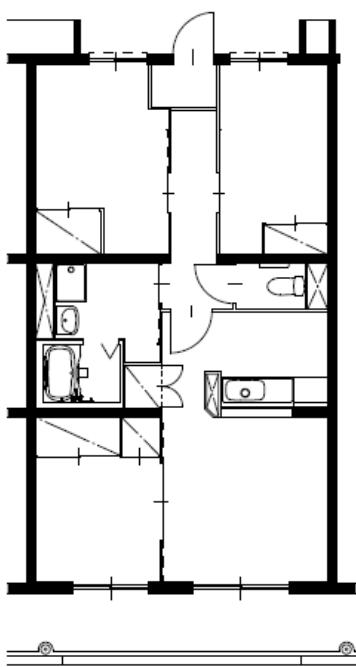
●戸室ハイツA (1K) 34.1m²
407



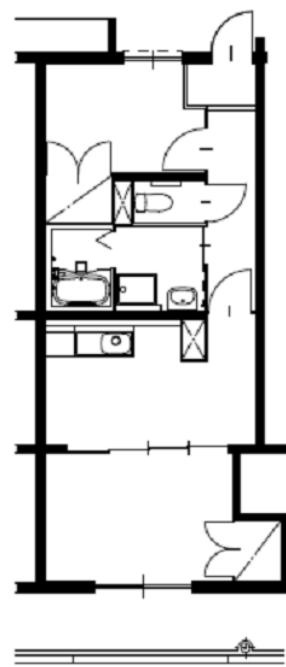
●戸室ハイツA (2DK) 49.4m²
311



●戸室ハイツA (3DK) 68.7m²
501



●戸室ハイツB (2DK) 49.4m²
211



《2》申込みから入居まで

申込みの流れ

申込書提出
(1月15日～30日)
※期間厳守

所定の申込書を住宅課窓口に提出してください。
※ 申込書の提出は、1世帯につき1件のみです。2件以上提出した場合は、失格となります。
※ 申込書提出後の内容変更はできません。

申込書審査

申込書の内容を審査します。
審査結果は2月上旬（予定）に送付します。

公開抽選会

(2月中旬実施予定)

入居者選考等のため公開抽選を行います。
対象者には、抽選会の詳細案内を送付します。
なお、抽選会への出欠は当落に関係ありません。

**抽選結果通知
入居審査実施通知**
(2月中旬発送予定)

当選・落選いずれの方にも抽選結果を送付します。
当選者については、書類による入居審査を行いますので、指定した日までに必要書類を提出してください。

入居決定通知書送付
(3月下旬発送予定)

入居審査が通った方には、入居決定通知書を送付します。

**入居手続書類送付
【住宅の内覧】**
(4月上旬発送予定)

入居決定者には、入居に関する手続書類を送付します。
また、入居する部屋を内覧できる期間を通知します。
※ 内覧は、入居手続前にしてください。

各種書類提出

指定した日までに、必要書類を提出してください。
※ 指定の日までに書類提出がない場合や不備がある場合は、失格となる場合があります。

入居許可書送付
(5月下旬発送予定)

書類に不備等がない場合は、入居許可書を送付します。

入居

入居指定日は6月1日（月）の予定です。

申込資格

次の1から8までの全てに該当することが必要です。一つでも欠けている場合は資格がありません。

なお、全ての申込資格は、令和8年1月1日が基準日です。

また、申込者が入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。

1 申込者は成人（18歳以上）であること。

2 一般世帯用住戸は、夫婦（婚約者、内縁関係及びパートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む）又は親子を主体とした家族であること。また、婚約者は、入居指定日までに婚姻を証する戸籍謄本等を提出できること。

※ 兄弟（両親死亡の場合を除く。）だけの申込み、又は家族を不自然に分割しての申込みはできません。

※ 内縁関係にある方とは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」又は「未届けの夫」とある方です。

3 申込者が継続して厚木市内に住民登録をし、1年以上居住していること、又は厚木市内の勤務場所に1年以上継続して勤務していること。

※ 厚木市に住民登録をした日が令和7（2025）年1月2日以降の方（在勤の場合は、厚木市内に勤め始めた日が令和7（2025）年1月2日以降の方）は、申込資格がありません。

4 「計算した月収額」（計算方法は17～21ページを参照）が定められた基準内にあること。入居する家族（婚約者・別居者を含む）に2人以上の収入があるときは、それぞれの所得を「合算して計算した月収額」が基準内にあること。

※基準月収額

基準月収額は、原則階層が158,000円以下、裁量階層が214,000円以下です。

計算した月収額が基準月収額を超える方は、申込資格がありません。

5 現在、次の(1)～(7)のいずれかに該当する事情で住宅に困っていること。

※ いずれの項目にも該当しない場合は申込みできません。

※ 持ち家がある方（同居人を含む。）は、原則として申込みできません。ただし、持ち家等が競売に付され、明け渡さざるを得ない場合等、証明となる書類があれば申込みできます。

(1) 住宅用でない建物、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。

(2) 他の世帯（親族以外）と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。又は住宅がないため、親族と生活（同居）することができない。

-
- (3) 住宅が狭く、生活に不便を受けている（居住部分が1人当たり4畳以下）。
 - ※ 1人当たりの計算は、居住部分の合計畳数を入居しようとする方の人数で割ってください。居住部分は台所、便所、浴室、洗面所、DK、LDKを除きます。ただし、DK、LDKのうち4.5畳を超える部分は、居住部分の畳数に加えます。
 - (4) 借地借家法に基づく正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）。
 - (5) 通勤に片道2時間以上かかる（乗り換えは10分として計算）。
 - (6) 収入に比較して家賃が高い（一畳当たり3,000円以上で、家賃額が月収額の35%を超える場合）。
 - ※ 一畳当たりの計算は、家賃額を居住部分の合計畳数で割ってください。居住部分は台所、便所、浴室、洗面所、DK、LDKを除きます。ただし、DK、LDKのうち4.5畳を超える部分は、居住部分の畳数に加えます。
 - ※ 家賃額には、共益費や駐車場料金等を含めません。
 - ※ 生活保護利用者は家賃が月収額の35%を超える場合ではなく、住宅扶助費の限度額を超えている場合のみとなりますので、これを理由とする場合は生活保護を利用しているかを確認させていただきます。
 - (7) 上記以外であっても住宅に困窮していることが明らかな場合。

6 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

- ※ 基準日に滞納があったら申込できません。

7 市営住宅の他の入居者及び近隣の方と円満な共同生活ができること。

8 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。でないこと。

- ※ 福島復興再生特別措置法で規定する居住制限者の方につきましては、御相談ください。

入居者選考

1 申込書審査

申込書に記載された内容を審査し、審査結果を郵送にて通知します。

なお、記載された内容により、申込資格のないことが明らかな方には、「失格」の通知をします。

2 公開抽選

申込者数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行い、当選者と補欠者を決定します。なお、次の項目に該当する方は、抽選の際に当選確率が一般の方の3倍（落選者優遇に該当する方が、他の優遇項目に該当する場合は4倍）となる優遇扱いが受けられます。

優遇項目	資格
障がい者優遇	申込者又は申込者と同居しようとする親族のうちに、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障がいのある方 ・戦傷病者手帳の交付を受け恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方 ・精神障害者手帳の交付を受け1級から2級までの障がいのある方、又は同程度の知的障がいのある方（例A1・A2・B1）
原爆被爆者優遇	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている方がいる世帯
母子・父子優遇	申込者に配偶者がなく、同居しようとする親族が20歳未満（平成18年1月2日以後の出生）の子だけからなる母子世帯又は父子世帯（主たる生計者が父、又は母であること）
高齢者優遇	申込者又は申込者と同居する親族に60歳以上（昭和41年1月1日以前の出生）の方がいる世帯
引揚者優遇	海外からの引揚者であって、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方で、厚生労働省社会・援護局長の発行する引揚証明書を有する方
多子優遇	18歳未満（平成20年1月2日以後の出生）の方が3人以上いる世帯
ハンセン病療養所入所者等優遇	申込者又は申込者と同居しようとする親族のうちに、らい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
落選者優遇	同一の申込者が、前回の募集まで連続して4回以上落選している方

入居手続及び入居後の注意事項

- 1 敷金として、入居手続きの際に**家賃の3か月分**を納めてください。
- 2 繁急連絡先（原則は親族）が必要です。
- 3 鍵の引き渡しは、入居指定日の直前の開庁日以降です。
- 4 原則として、入居指定日から10日以内に入居してください。
※ 家賃は、入居指定日から発生します。
- 5 入居者は、**毎年収入額を申告する義務**があります。申告した収入額と市営住宅の立地条件等によって、毎年の家賃が決定されます。
なお、申込み時の収入状況内容に不正があることが明らかになったときは、不正入居として住宅の明渡しを請求します。
- 6 **家賃を3か月以上滞納したときは、住宅の明渡しを請求します。**
- 7 入居してから3年経過後に、収入が基準額を超過したときは、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じるとともに家賃が割増となります。
また、入居してから5年経過後に、「高額所得者」に該当する収入があると認められたときは、住宅の「明渡し義務」が生じ、一定の期間内に退去していただきます。
- 8 市営住宅内では、**犬・猫・鶏・鳩等の動物を飼うことは禁止**されています。
なお、盲導犬、介助犬等が必要な場合は御相談ください。
- 9 退去時に、ふすま（ふすまがある住戸）は入居者負担で張替えていただきます。
畳の張替え等は状況に応じて入居者負担で実施していただく場合があります。

《3》申込方法

申込書の書き方

申込欄の書き方は、次のとおりです。

なお、申込書を提出した後の訂正はできませんので、「《3》申込方法、《4》月収額の計算（17～21ページ）」をよく読んで、間違いないように記入してください。

また、偽りの記入等があった場合は、失格となりますので注意してください。

①現住所

○○荘、○○方、○○号まで詳しく書いてください。電話番号は日中連絡の取れる番号を書いてください。

②市内居住開始日

厚木市に継続して住民登録した日を書いてください。ただし、登録日が令和7（2025）年1月2日以降の場合は、厚木市内の勤務場所で勤務を始めた日を書いてください。

※ どちらも令和7（2025）年1月2日以降の場合は、申込み資格がありません。

③勤務先名称

勤務先名称を正確に書いてください。

④勤務先の所在地

電話番号は、内線番号まで書いてください。

⑤入居しようとする方

申込者本人分を含め、入居しようとする方全員分を書いてください。続柄、年齢も忘れずに書いてください。婚約者の場合は、続柄を「婚」としてください。子どもの場合は、職業欄に学年等を書いてください。年間所得金額は、18～20ページの計算方法を参考に、算出された金額を書いてください。

⑥控除額

21ページの「控除額の計算」を参考に、該当項目に金額を書いてください。

⑦月収額

21ページの「月収額の計算」を参考に、算出された金額を書いてください。

⑧優遇項目

抽選の際に優遇扱いを受ける方は、該当する項目に○印を付けてください。

⑨現在の居住状況

該当する項目に○印を付けてください。

⑩住宅に困っている状況

該当する項目に○印を付け、状況等を簡潔に書いてください。

⑪間取り図

11～12ページの申込資格5－「(3)住宅が狭く、生活に不便を受けている」、「(6)収入に比較して家賃が高い」に該当する方は、現住所の間取り図を記入してください。

添付書類

次の優遇項目に該当する方は、必要書類を申込書に添えて提出してください。

優遇の資格等は、13ページを参照してください。

なお、添付書類は申請時にコピーを用意してきてください。また、提出された書類はお返しいたしませんので御了承ください。

申込受付期間内に必要書類が全て提出されない場合は、優遇扱いにはなりません。

優遇項目	必要書類
障がい者優遇	障害者手帳等のコピー
原爆被爆者優遇	被爆者手帳のコピー
引揚者優遇	引揚証明書のコピー
母子・父子優遇	児童扶養手当証書等のコピー※
ハンセン病療養所入所者等優遇	国立ハンセン病療養所等の長の証明

※ 母子・父子に該当している世帯で児童扶養手当を受給していない場合は、住宅課へ御相談ください。

失格となる事項

次の場合は失格となります。

- 1 申込資格のうち、1つでも欠けるとき。
- 2 入居までに住宅困窮事由がなくなったとき。
- 3 申込み時の入居予定者に変更があったとき（出生を除く）。
- 4 期日までに必要な書類を提出しなかったとき。
- 5 申込み後、婚約の相手が変わったとき。
- 6 1世帯で2件以上の申込みをしたとき。
- 7 申込書に次のような不正の記載があるとき。
 - (1) 計算した月収額が記載されていないとき、又は著しく適正を欠く記載がされているとき。
 - (2) 計算された月収額が基準月収額を超えるとき。
 - (3) 入居しようとする者の記載に適正を欠くとき。
 - (4) その他、記載内容に不備があるとき。

《4》月収額の計算

計算の手順

「**収入**」とは、ここでは税込総支給額（給与所得者の場合は、源泉徴収票の支払金額）をいい、「**所得**」とは次ページからの計算方法で算出した金額（給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額）をいいます。

「**月収額**」は、世帯における1年間の総所得金額を計算した上、当てはまる控除額を全て差し引いた残りの金額を12で割った額です。

- 1 計算是、令和8年1月1日現在の状況で行ってください。
 - 2 入居する家族（婚約者を含みます。）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算してから所得金額を合算します。
 - 3 出生予定者は、月収額計算の際「親族控除」の対象になりません。
 - 4 所得税法の課税対象とならない次の「収入の種類」は、所得金額0円となります。
- これらの収入のみで生活している場合は、申込書の「年間所得金額」の欄に下表の略称を記入してください。

収入の種類	略称
生活保護の生活扶助	生保
雇用保険	雇保
労災保険	労保
休業補償	休補
仕送り	仕送
遺族年金	遺年
障害年金	障年

- 5 休職又は休業をしていた方で現在復職している場合は、その日から就職したものとして計算してください。
- 6 所得の計算方法における各控除の内容は、所得税法上認定された方であることが必要です。
- 7 1人で給与収入及び年金収入等複数の場所から収入を得ている場合は、それぞれ合算して所得の計算をしてください。

給与所得者の計算方法

1 年間総収入（給与・賞与・諸手当を含む税込額）の計算

次の表により計算してください。

就職（勤務）の時期等	年間総収入の計算方法
①現在の勤務先に令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和6年中の年間総収入 (令和6年分源泉徴収票の支払金額)
②現在の勤務先に令和6年1月2日以降に就職し、1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の年間推定総収入金額=給与+賞与+諸手当（税込み） ※ 通勤手当（非課税分）は含みません。
③現在の勤務先に就職して1年未満の方	次により計算した年間推定総収入金額 (勤務した翌月から令和7年12月までの総収入金額-賞与分) ÷ 勤務した翌月から令和7年12月までの月数×12+賞与分 ※ 通勤手当（非課税分）は含みません。
④現在の勤務先に就職して1か月分の給与を受けていない方	採用証明に記載された1か月分の給与を12倍した年間推定総収入金額

年間総収入金額_____円

2 年間所得の計算

算出した年間総収入金額から、次の表により計算してください。

なお、計算結果がマイナスの場合や999円以下の場合は、0円として扱います。

給与の年間総収入	給与所得の計算方法
～ 550,999円	給与所得=0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与所得=年間総収入金額-550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	給与所得=1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	給与所得=1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	給与所得=1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	給与所得=1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与所得= (⑦×0.6+100,000円)
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与所得= (⑦×0.7- 80,000円)
3,600,000円 ～ 6,599,999円	給与所得= (⑦×0.8-440,000円)
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与所得=年間総収入金額×0.9-1,100,000円

※ 年間総収入が1,628,000円～6,599,999円の方は、年間総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4,000を掛けた額を、⑦に当てはめてください。

給与所得_____円 - (基礎控除振替) 10万円

= ⑥年間所得金額_____円
所得のある方が2人以上の場合は、合計してください。

年金所得者の計算方法

国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給（遺族の受ける恩給及び年金を除く）、各種共済年金等を受けている方は、次の表により年間所得金額を計算してください。

年齢	公的年金の年間総収入	年金所得の計算方法
65歳以上の方	～ 1,100,000円	年金所得＝0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	年金所得＝年間総収入金額－1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	年金所得＝年間総収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金所得＝年間総収入金額×0.85－685,000円
65歳未満の方	～ 600,000円	年金所得＝0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	年金所得＝年間総収入金額－600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	年金所得＝年間総収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金所得＝年間総収入金額×0.85－685,000円

年金所得_____ 円－（基礎控除振替）10万円

= ④年間所得金額_____ 円
所得のある方が2人以上の場合は、合計してください。

事業所得者の計算方法

事業所得で確定申告している方は、次の表により計算してください。

	開業等の時期	所得の計算方法
事業所得の方	①令和6年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (令和6年分収支明細書の収支金額)
	②令和6年1月2日以降に事業を始め、1年以上経過している方	事業を始めた翌月から12か月間の総所得金額=総収入金額(総売上高) - 必要経費
	③令和6年1月2日以降に事業を始めて1年未満の方 ※ 事業を始めて1か月に満たない場合は計算方法が異なりますので、お申し出ください。	次により計算した年間推定所得金額 (事業を始めた翌月から令和7年12月までの総収入金額(総売上高) - 必要経費) ÷ 事業を始めた翌月から令和7年12月までの月数×12

事業所得_____円

$$= \textcircled{A} \text{年間所得金額} \text{円}$$

所得のある方が2人以上の場合は、合計してください。

日雇賃金所得者の計算方法

日雇の方は、次の表により計算してください。

なお、基礎控除振替(10万円)は、「②令和6年1月2日以降に日雇を始めた方」のみ適用されます。

	就職(勤務)の時期等	年間総収入の計算方法
日雇の方	①令和6年1月1日以前から引き続き同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額 (令和6年分収支明細書の収支金額)
	②令和6年1月2日以降に日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額 ※ 18ページの「給与所得者の計算方法」に当てはめて計算してください。

日雇賃金所得_____円 - (基礎控除振替) 10万円

$$= \textcircled{A} \text{年間所得金額} \text{円}$$

所得のある方が2人以上の場合は、合計してください。

控除額の計算

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

なお、②～⑦の控除対象者は、所得税法上認定された方であることが必要です。

控除区分	控除の対象	控除額の計算
①親族控除	入居しようとする親族（働いている方が何人いても申込者を除く人数）及び遠隔地扶養親族	380,000円×人 ＝_____円
②老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の老人扶養親族又は配偶者がいる場合	100,000円×人 ＝_____円
③特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合（配偶者は除く）	250,000円×人 ＝_____円
④障害者控除	障がい者がいる場合（重度の障がい者以外）	270,000円×人 ＝_____円
⑤特別障害者控除	重度の障がい者がいる場合（身体1級・2級、精神1級、重度知的A1・A2等）	400,000円×人 ＝_____円
⑥寡婦控除	申込者又は同居親族で次の全てに該当する場合 1　夫と離婚してから婚姻していないこと 2　扶養家族（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされているか、所得金額が48万円を超えている場合は含まない）を有すること 3　事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと 4　所得金額が500万円以下であること ※　夫と死別してから婚姻していない方や夫の生死が不明である方は、扶養親族等がなくても「寡婦」とされます。	270,000円×人 ＝_____円 ※所得が27万円未満の場合はその額
⑦ひとり親控除	申込者又は同居親族で次の全てに該当する場合 1　夫又は妻と死別もしくは離婚してから婚姻していないか、夫又は妻の生死が不明であること 2　生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされているか、所得金額が48万円を超えている場合は含まない）を有すること 3　所得金額が500万円以下であること	350,000円×人 ＝_____円 ※所得が35万円未満の場合はその額

(B)控除額合計 _____円

月収額の計算

Ⓐ年間所得金額合計

Ⓑ控除額合計

月収額

(_____円 - _____円) ÷ 12 = _____円

記入例

市営住宅入居申込書

受付番号

厚木市市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族等を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、失格とされても異議ないことを誓約いたします。

また、入居審査において、市税（延滞金を含む。）の納付状況を市収納課に調査すること及び暴力団員であるか否かの確認を県警本部に照会することに同意します。

令和 8 年 1 月 15 日

(あて先) 厚木市長

申込者氏名 厚木 太郎

申込団地

吾妻団地（3DK）

①現住所		〒 243 - 0018 日中連絡が取れる電話番号 (090) 0225 - 2346 厚木市中町1-16-1 厚木ビジネスタワー12階					
②市内居住開始日		令和 4年 3月 21日		市内勤務開始日		年 月 日	
③勤務先名称		厚木市役所株式会社					
④勤務先所在地		〒 243 - 8511 電話番号 (046) 223 - 1511 厚木市中町3-17-17					
⑤入居しようとする方	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	現在 年齢	職業 (学年)	同居 別居	年間所得金額
	あつぎ たろう 厚木 太郎	本人	明・大昭平・令 48・4・10	52	会社員	—	3,000,000円
	はなこ 花子	妻	明・大昭平・令 53・11・20	47	パート	同居	252,400円
	すみこ 住子	子	明・大昭平・令 18・11・25	19	大学生	同居	0円
	たくお 宅男	子	明・大昭平・令 24・7・10	13	中学生	同居	0円
	さがみ あゆこ 相模 鮎子	母	明・大昭平・令 22・9・12	78	無職	別居	350,000円
			明・大昭平・令 ・・・				円
⑥控除額	1 親族 1人 38万円	2 老人扶配 1人 10万円	3 特定親族 1人 25万円	4 障害 1人 27万円	5 特別障害 1人 40万円	Ⓐ年間所得金額合計	
	152万円	10万円	25万円	万円	万円	3,602,400 円	
	6 寡婦 27万円まで	7 ひとり親 35万円まで	Ⓑ控除額合計			⑦月収額 = (Ⓐ - Ⓡ) ÷ 12	
	万円	万円	1,870,000 円			144,366 円	

⑧優遇項目	障がい者・原爆被爆者・母子父子 高齢者 引揚者・多子・ハンセン病・落選者 (回連続)			
⑨現在の居住状況	戸建て借家・賃貸マンション アパート 寮・社宅・借間・家族と同居・その他 ()			
	(1)住宅以外の建物に居住している	状況		
	(2)他の世帯と同居していて著しく不便	状況	同居世帯数 世帯	
⑩住宅に困っている状況	(3)部屋が狭い ※1人当たり4畳以下 (13.5畳 ÷ 4人 = 3.5畳)	状況	居室 合計畳数 使用人数1人当たり 2室 13.5畳 (洋室・LDKも含む) 4人 3.5畳	
	(4)正当な立退き要求を受けている ※立退き要求書類を添付してください。	理由		
	(5)通勤に片道2時間以上かかる ※乗り換え時間は10分として計算	状況	片道通勤 時間 経路	
	(6)現在の家賃が高額 ※1畳当たり3,000円以上 (70,000円 ÷ 13.5畳 = 5,185円) ※家賃額が月収額の35%超 (70,000円 ÷ 144,366円 = 48%)	状況	月額家賃 合計畳数1畳当たり 70,000円 (共益費等を除く) 13.5畳 (洋室・LDKも含む) 5,185円 月収額 144,366円家賃割合 48%	
	(7)結婚後の住宅がない ※婚約証明書を添付してください。	婚姻届の予定日	令和 年 月 日	
	(8)その他(住宅困窮が明らかな場合) ※上記を証する書類を添付してください。	理由		
	⑪間取り図 (⑩(3)又は(6)に該当する場合は記入)			
		例) この間取り図の場合、畳数は6畳+6畳+1.5畳(※)=13.5畳となります。 ※DK及びLDKは、4.5畳を超える部分を加えます。		

**市営住宅についての問合せ先
厚木市住宅課
電話 (046) 225-2346**

今回の募集のお知らせは、厚木市
ホームページにも掲載しています。
<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

